

# 満照山 眞敬寺 蔵前陵苑 永代供養「お墓のみとりの会」使用規則

## 第1条 (規則)

本規則は、宗教法人眞敬寺が所有管理する永代供養墓（供養堂「白光堂」内のものを含め、以下本永代供養墓という）の使用についての規則を定めるものです。

## 第2条 (永代供養墓使用)

本永代供養墓を使用される方は、共同使用者と共にこの規則に従って使用しなくてはなりません。

## 第3条 (永代供養墓管理者)

本永代供養墓は、宗教法人眞敬寺が本規則に従って管理運営します。

## 第4条 (使用目的)

本永代供養墓は永代供養墓以外の目的に使用する事は出来ません。

## 第5条 (使用資格)

本永代供養墓の使用は、眞敬寺門徒の皆様、又は、過去の宗旨宗派は問いませんが、納骨後の本法要・祭祀を眞敬寺に一任する新規永代供養希望者に限ります。

## 第6条 (永代供養墓使用志納金)

- ①別に定めた永代供養墓使用志納金を納付して下さい。永代供養場所は分譲するのではなく、永代供養期間を決めてお貸しする事になります。従ってその代金としてお支払い頂くのが永代供養墓使用志納金です。
- ②永代供養墓使用志納金の納付後、永代供養が不要となり永代供養場所を返還する場合、既納の永代供養墓使用志納金の返還を致しません。

## 第7条 (許可証の交付と使用の承認)

- ①永代供養墓使用を希望される方は、永代供養墓申込書に、所定の事項を記載し、本籍地記載の住民票、誓約書を眞敬寺に提出し、永代供養墓使用志納金を納入して許可証の交付を受け、本永代供養墓を使用することができます。
- ②許可証を紛失または汚損した場合には、再交付届けを提出したうえ所定の手数料を添えて、許可証の再交付を受けるものとします。また、許可証及び申込書等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに訂正届出書を眞敬寺へ届け出るものとします。
- ③使用者は申し込み時に使用者以外の連絡人を指定して申し出なければならないものとします。使用者は連絡人に対し、本契約の内容を周知徹底し、必要あるときは、必ず連絡人が眞敬寺へ連絡しなければならないものとします。

## 第8条 (祭祀・納骨)

- ①本永代供養墓での祭祀・仏事については宗教法人眞敬寺主催以外による仏事はできません。
- ②本永代供養墓への納骨は眞敬寺が行います。無盡燈廟、光照廟及び白光堂納骨室内への入室はできません。
- ③納骨されますと、原則としてご遺骨の取り出しや返還はできません。
- ④永代供養墓への納骨は基本的に骨壺で行い、納骨から3回忌以降は専用収蔵器に移し替えて納骨されます。

## 第9条 (埋葬及び改葬の手續)

- ①本永代供養墓は、人間の焼骨以外のものは埋葬できません。
- ②埋葬又は本永代供養墓への改葬の時は、現在納骨されている市区町村長の発行する埋・火(改)葬許可証を、分骨のときは現に埋葬されている墓地管理者の発行する分骨証明書に使用許可証を添え、眞敬寺に届け出て所定事項の記入を受けて下さい。
- ③一度埋葬されたお骨は洗骨しなければ納骨できません。土葬の場合は再火葬が必要となります。

## 第10条 (墓誌掲示)

白光堂・蓮光堂の硝子墓誌の掲示は納骨後10年間とし、掲示終了後は2階本堂の当山過去帳に記名してご供養します。

## 第11条 (納骨形態)

- ①納骨された遺骨は、本永代供養墓が存続する限り納骨室に安置し、永代供養墓が維持できない折りには眞敬寺が「弔上げ」法要をした後に、当山永代供養墓「無盡燈廟」合葬納骨室に改葬します。
- ②収蔵器から御遺骨を取り出し納骨室に合祀された御遺骨の復元返還はできません。

## 第12条 (「お墓のみとりの会」供養)

「お墓のみとりの会」供養項目及び供養布施は別紙に記載します。

## 第13条 (納骨時法名「戒名」)

納骨者が法名(戒名)を受けていない場合、希望者には眞敬寺より法名を授与の後、納骨いたします。

## 第14条 (永代供養と期間)

- ①納骨者の供養は、納骨時から眞敬寺の存続する限り、春秋の彼岸会・7月8月の盂蘭盆会法要など年5回合同法要を行い供養いたします。
- ②供養期間は、納骨時から眞敬寺が存続する限りとします。
- ③年忌法要は、契約時本人、及び縁者の要望を随時受けて行います。(年忌法要等の供養布施は別途必要となります)

## 第15条 (埋葬(納骨)者の制限)

本永代供養墓を使用できるのは、契約者本人及び、契約者が申請した方の遺骨とします。

## 第16条 (永代供養堂使用許可の取り消し)

眞敬寺は、使用者が次のいずれかに当たる場合は、眞敬寺本永代供養墓の使用を取り消す事ができます。

また、暴力団・暴力団員・暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他、反社会勢力に該当する方は使用資格はありません。

- ①暴力団・暴力団員・暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他、反社会勢力に該当することが判明したとき。
- ②他の使用者の信仰に圧力を加えたり、近隣の迷惑になるような行為をしたとき。
- ③第三者へ有償・無償にかかわらず、権利を移す行為、権利を貸し出しする行為をしたとき。
- ④管理運営者に注意、改善を求められたにもかかわらず従わないとき。
- ⑤その他、本使用規則に違反、申込時に虚偽の申請をしたとき。本条の規定により使用許可を取り消された時、その使用場所を原状に復し、眞敬寺に返還しなければならない。前条により使用を取り消された時、当該永代供養墓納骨されたある遺骨は合葬納骨室に改葬し、眞敬寺が管理を行います。

## 第17条 (礼拝)

本永代供養堂の礼拝時間は11時から17時とし、お供物(食品・お酒等)をお供えた場合には必ず持ち帰ることとします。但し、無盡燈廟及び光照廟の礼拝は8時からできるものとします。

## 第18条 (不可抗力による事故の責任)

天災地変火災等、不可抗力による損害について一切眞敬寺は責任を負いません。

## 第19条 (規定に定めない事項)

前各事項に定めのない事項については、法律の定めるところによるか、その都度眞敬寺が定めます。

## 第20条 (規則改正)

墓地埋葬等に関する法律等、現行法規が改正された場合には本規則も改正される事があります。

附則、本規則は平成29年(2017年)10月1日より施行する。